

公益財団法人 日本ライフセービング協会

選手登録の費用に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）基本規程第6章第5条及び第7条の規定に基づき、選手登録の費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(種 別)

第2条 選手登録の種別は次の通りとする。

- (1) 一般、大学生
- (2) 高校生
- (3) 中学生
- (4) 小学生

(登録費)

第3条 選手登録に必要な登録費は、次の通りとする。

種別	登録費 (円/年)	JLA 費 (円/年)	都道府県 協会費 (円/年)
一般・大学生	7,000	6,000	1,000
高校生	1,500	1,000	500
中学生	1,000	750	250
小学生	500	500	0

- 2 登録費の総額は、別に定めるアカデミー資格登録費、認定審判員資格登録費と合算し、20,000円は超えないものとする。
- 3 登録費の50%以下を本協会法人会計に充てるものとする。
- 4 登録費は、該当する各種競技会の申込締切期日までに収めなければならない。

(改 廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規程は、2018年11月3日から施行する。